

第4章 プランの推進体制

第4章 プランの推進体制

男女共同参画社会を形成するためには、男女を取り巻く社会的背景を認識した上で、あらゆる分野での取組を展開することが重要であり、第3章において述べた取組について、総合的かつ計画的に施策の推進を図ることが必要です。

また、市が直接行う施策だけでなく、関係機関、企業、市民等がそれぞれの立場で本プランの目的を理解し、主体的な取組を展開することが期待されます。

男女共同参画に関する施策を着実に推進するために、その基盤となる推進体制のより一層の充実に努めます。

1. 庁内推進体制の充実

男女共同参画を進める上で行政の果たす役割は大きく、その取組内容は幅広い分野にわたるため、すべての職員が男女共同参画社会の形成を目指すという共通認識を持つことが大切です。

庁内の推進組織である男女共同参画推進本部を中心に、全庁を挙げて、本プランの着実な推進を図ります。

2. 市民との連携

市民が家庭や地域、職場などにおいて男女共同参画社会づくりに向けた自発的な行動をとることができるよう、わかりやすい広報・啓発活動を行います。男女共同参画に関する活動を行う団体のネットワークづくりを進めるとともに、各団体と行政が連携を図りながら、施策を推進します。

また、男女共同参画懇話会において、男女共同参画に関する施策の重要事項を審議し、市民の幅広い意見の反映に努めます。

3. 企業との連携

市内の各企業が男女共同参画社会の必要性・重要性を認識し、主体的に取り組むことができるよう、広報・啓発活動を行います。

4. 国・県等関係機関との連携

本プランの推進に当たり、国・県や他自治体等との連携を図るとともに、本市からの情報発信を積極的に行います。

5. プランの進行管理

本プランを実効性のあるものとするため、具体的施策として掲げた個々の施策の進捗状況を定期的に点検・評価することにより、進行管理を行います。

